重要事項説明書

（通所介護）

老人デイサービスセンターかるが

１　事業者

（１）　法人名　　社会福祉法人かるが会

（２）　法人所在地　広島県呉市狩留賀町３－１６

（３）　電話番号　　０８２３－２０－３６０１

（４）　代表者　　理事長　野間　頼子

（５）　設立年月　　平成１７年１０月

２　事業所の概要

（１）　事業所の種類　指定通所介護事業所

＊　当事業所は特別養護老人ホームかるがに併設されています。

（２）　事業所の目的　指定通所介護事業所は、介護保険法令に従い、契約者(利用者)が、その能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

（３）　事業所の名称　　老人デイサービスセンターかるが
（以下「デイサービス」という）

（４）　事業所の所在地　　広島県呉市狩留賀町３－１６

（５）　電話番号　　０８２３－２０－３６０３

（６）　事業所長（管理者）氏名　　末政　孝司

（７）　当事業所の運営方針

- 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 利用者またはその家族に対し、サービスの内容および提供方法についてわかりやすく説明します。
- 適切な介護技術をもって、サービスを提供します。
- 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。
- 居宅介護支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供します。

（８）　開設年月　平成 17 年 10 月１日　事業所番号「３４７０５０２１１７」

（９）　通常の事業の実施地域　呉市の日常生活圏域の天応・吉浦地域、中央地域、昭和地域、宮原・警固屋地域、安芸郡の日常生活圏域の小屋浦・坂地域。

（上記以外でもご相談に応じます。）

（１０）営業日及び営業時間

令和５年４月１日現在

営　　業　　日	月曜日～土曜日
休　　業　　日	日曜日・夏季休暇（8 月 13 日～15 日） 年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日） その他当事業所の都合により指定した日
受　付　時　間	月～土　８：００～１７：００
サービス提供時間	月～土　８：５５～１６：００

（１１）利用定員　５０名（介護予防通所介護も含む）

３　デイサービスセンターの職員体制について

令和５年４月１日現在

職　　種	従事するサービス種類、業務	人　　員
管理者	従業者及び業務管理	１名
生活相談員	利用者の生活相談等（介護職員兼務２名）	２名
介 護 職 員	利用者の自立支援（入浴、食事の介助等）	１０名
看 護 職 員	利用者の健康管理、介助	４名
機能訓練指導員	機能訓練	兼務５名

４　当事業所が提供するサービス

（１）　介護保険給付対象のサービス（法定給付サービス）

種　類	内　　容
食　事	・栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立を管理栄養士が立て、適温給食に努めます。 ・利用者の自立支援のため離床して食事を取っていただく事を原則としています。 ・食事時間：１２：００～
排　泄	・利用者の身体能力を最大限考慮した援助を行います。
入　浴	・利用者の身体能力を最大限考慮した援助を行います。また、特別浴槽を使用して入浴することができます。
健康管理	・看護師により、利用者の心身の健康チェックを行います。（体温、血圧、脈拍測定）
個別機能訓練	・理学療法士等を中心に利用者の運動器機能力向上にかかる個別の計画を作成し、これに基づくサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行います。
送迎	・送迎車輌への乗降及び送迎車輌内での安全の確保のために、介助のための人員を配置しています。
口腔ケア	・適切なサービスの実施を行います。

（２）介護保険給付の対象にならないサービス（法定給付外サービス）

・　食事費用・・・・・・・食材料費及び調理費

・　　（おやつあり 700 円　おやつなし 600 円）

・　通常の事業に実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から１ｋｍあたり 50 円

・　手工芸などの材料費は実費

・　おむつ代は実費または現物持参

（ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂ 100 円　ﾊﾟｯﾄ 50 円　おむつ代 M:100 円　L:120 円）

5　利用者負担金のお支払い方法

（１）　前記 4 の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月の 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額です。)

①　下記指定口座への振込

銀行名：呉信用金庫　吉浦支店　普通預金

口座番号：０９６１６８８

名義：老人デイサービスセンターかるが　理事長　野間　頼子

②　金融機関口座からの自動引き落とし（通常は毎月 20 日）

ただし、広島銀行・呉信用金庫・郵便局のみになります。

6　キャンセル等について

（１）　利用者がデイサービスの利用をキャンセル、または中断する場合は、事前に連絡してください。

・　連絡先　　老人デイサービスセンターかるが

ＴＥＬ　　０８２３－２０－３６０３

・　受付時間　８：００～１７：００（日曜日は除く）

（２）　サービス提供のキャンセルまたは契約の解除の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

7　苦情の受付について

（１）　当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・　苦情受付窓口：生活相談員

・　連絡先　　老人デイサービスセンターかるが

ＴＥＬ　　０８２３－２０－３６０３

・　受付時間　毎週月曜日～土曜日　８：００～１７：００

（２）　第三者委員

・　城恒雄　　０８２３―２４―２７７７

・　長尾眞理子　０８２３―２２―６２０９

・　薄井信宏　　０８２３―３１―３３５２

（３）　行政機関その他の苦情受付機関

・　呉市　介護保険課　　０８２３－２５－３１３６

・　広島県国民健康保険団体連合会　０８２－５５４－０７８３

８　緊急時及び事故発生時の対応方法

事業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医と家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、詳細を記録し、管理者に報告する。

９　損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたって契約者の生命・身体・財産に損害をあたえた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

10　虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

11　ハラスメント対策について

（１）事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

（２）　利用者が事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12　業務継続計画（BCP）の策定等について

（１）　感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に実施するなどの措置を講じます。

（２）　感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を行います。

13　その他

事業者は、金銭・貴重品、食べ物等の一時預かりサービスは提供しません。

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事業所　　老人デイサービスセンターかるが

説明者　　印

私は、事業所から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意します。

令和　　年　　月　　日

利用者住所

氏名　　印

個人情報使用同意書

私（利用者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

１．使用する目的

・利用者の為の居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス・支援計画（ケアマネンジメント）に沿って円滑にサービスを提供する為に実施される、サービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合。

・医療機関と連携や連絡調整等が必要な場合。

２．使用する条件

・個人情報の提供は１に記載する目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供の際には、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

３．個人情報の内容

・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が通所介護及び予防通所介護に相当するサービスを行うために最小限必要な利用者又は家族に関する情報。

令和　　年　　月　　日

上記の通り同意いたします。

通所介護及び総合事業通所介護

老人デイサービスセンターかるが　　殿

＜利　用　者＞

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜利用者家族＞

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印